

2022年1月17日

各位

三井住友信託銀行株式会社

住宅ローン（愛称：住まいのアシスト）の取扱開始について
～ 居住不能信用費用保険（自然災害保障特約）を新たに追加 ～

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長：大山一也、以下「当社」）は、2022年2月1日^{*1}より、住宅ローン（愛称：住まいのアシスト）の取り扱いを開始しますので、お知らせいたします。

今般、取り扱いを開始する住宅ローンは、新たに「居住不能信用費用保険（以下「自然災害保障特約」）」を追加いただくことができます^{*2}。この自然災害保障特約は、火災・地震・水害などにより居住不能となった場合に、住宅ローンのご返済を一部保障するもので、増加している自然災害のリスクに備えることができます。

当社は、住宅ローンだけでなく、さまざまなサービスによってお客さまの住まいに関するニーズにお応えいたします。また、多様化するお客さまのニーズにお応えできるよう、より一層の商品・サービスの充実を図ってまいります。

◆住宅ローン（愛称：住まいのアシスト）の詳細は、[当社ホームページ](#)をご覧ください。

◆自然災害保障特約の詳細は、[当社ホームページ](#)をご覧ください。

※1 2022年1月17日以降、ご契約手続きを行うお客さまが対象となります（すでにご契約済のお客さまは対象外となります）

※2 住宅ローンのお借入利率が年0.1%上乗せとなります。

以上